

# 円貨建 エブリバディ プラス Everybody<sup>+</sup>Plus



そなえるタイプ:5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険(2年間死亡保障抑制型)  
ふやすタイプ:5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険(指定通貨建) [II型]

 指定通貨

 払込方法

 保険期間

 健康状態の告知

円

米ドル

豪ドル

平準払

一時払

有期

終身

必要

不要

契約締結前  
交付書面  
(契約概要・注意喚起情報)  
兼  
商品パンフレット

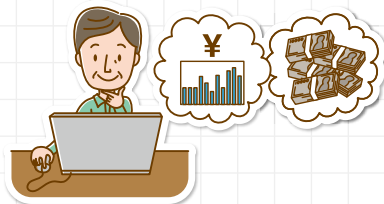
大切な家族のために、  
まとまった資金で、  
「もしものとき」にそなえたい



そなえる  
タイプ



ご自身のために、  
まとまった資金を  
長期にわたりふやしたい



ふやす  
タイプ



ecoシリーズは地球環境に配慮し、書類の削減やアフターフォローのWEB化等によるコスト削減効果を商品性(保険金や返戻金の向上)に還元する商品です。

すべてのお手続きは原則WEB手続きとなります。

この商品には  
右記のリスクがあります

為替リスク

金利変動リスク(市場価格調整)



この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。  
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

この商品は、お客さまにご負担いただく諸費用があることや、解約返戻金に適用される市場価格調整のため、損失が生じるおそれがあります。

ご契約前に必ずお読みください。

- 「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を契約概要、注意喚起情報として記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、必ずご確認ください。
- ご契約内容に関する詳細は「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

明治安田



- この商品は、まとまった資金を円貨建で長期(10年目安)に運用しながら、終身にわたる死亡保障を準備するための円貨建一時払終身保険です。
- お客様のニーズにあわせて**2つのタイプ**から選択いただけます。

## 「相続」にそなえつつ、「資産形成」に役立てたい



- 大切な家族のために、保障をふやして残したい
- 為替の影響を受けない円貨建商品で資産形成に役立てたい

## そなえるタイプ



5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険  
(2年間死亡保障抑制型)

→くわしくは5・6ページへ

## ご自身のための「資産形成」に役立てたい



- 為替の影響を受けない円貨建商品で資産形成に役立てたい
- 資産形成を重視した商品を選択したい

## ふやすタイプ



5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険  
(指定通貨建) [II型]

→くわしくは7・8ページへ



そなえるタイプ

ふやすタイプ

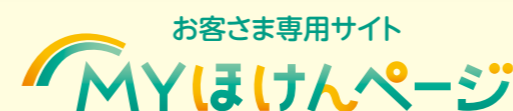
のすべてのお手続きは、原則 WEB手続きとなります。なお、お申込手続きの際に、「携帯電話番号」の登録が必要となります。

※ご契約後は必ずMYほけんページ(お客様専用サイト)を登録ください。 →くわしくは11・33・34・37・38ページへ



この商品はお客さまにご負担いただく諸費用があります。  
さらに、解約・減額時の市場金利の情勢によっては、損失が生じるおそれがあります。

→くわしくは27・28ページへ



お客様専用サイト

→くわしくは11ページへ

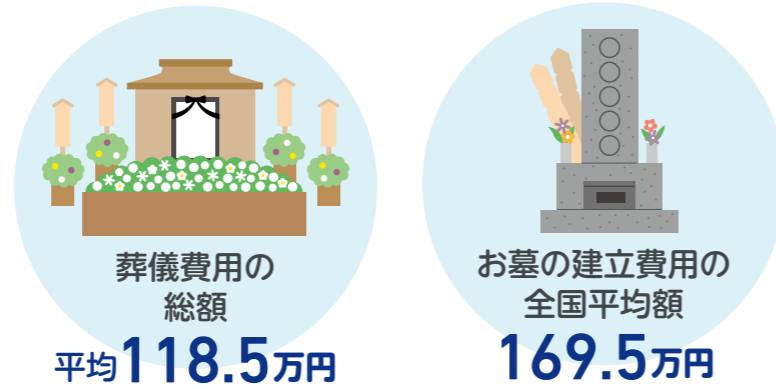
MYほけんページに登録することで、ご契約内容の確認やお手続き等ができます。

- 商品のしくみは ..... →くわしくは5~8ページへ
- アフターフォローは ..... →くわしくは11~14ページへ
- 用語説明は ..... →くわしくは15ページへ

そなえる  
タイプ

すぐに現金が必要となる  
「もしものとき」に  
備えることができます

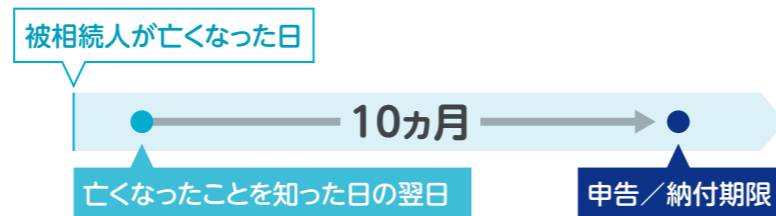
たとえば、  
葬儀費用や  
お墓の建立費用など



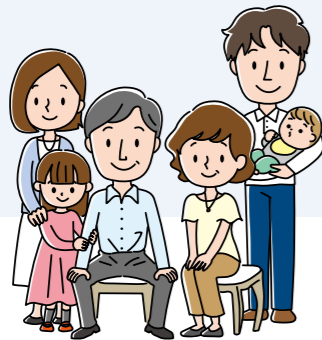
出典:鎌倉新書「【第6回】お葬式に関する全国調査(2024年)」、(一社)全国優良石材店の会  
「第38回(2025)全国統一全優石お墓購入者アンケート調査」(お墓建立費用の全国平均額)に基づき明治安田作成

たとえば、  
相続税の支払いなど

相続税の納付期限は、  
相続発生後、原則10ヵ月以内です。  
納付期限を超過した場合、  
延滞税が課される可能性があります。



相続税の課税対象となる  
被相続人\*1は増加傾向であり、  
決して他人事ではありません

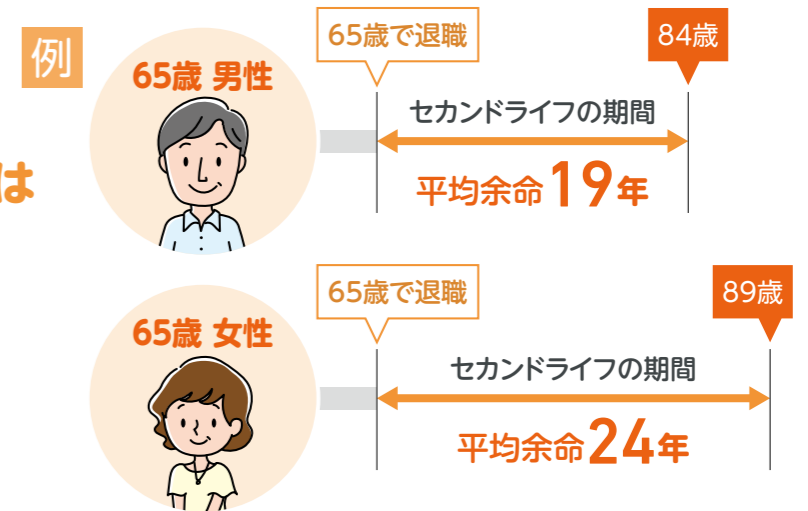


\*1 相続税の申告書の提出に係る被相続人  
\*上記税務の取り扱いについては、2026年3月現在の税制に基づくものです。  
出典:国税庁「令和5年分 相続税の申告実績の概要」に基づき明治安田作成

ふやす  
タイプ

豊かなセカンドライフをおくるための  
「資産形成」に役立ちます

退職後の  
セカンドライフの期間は  
長くなっています



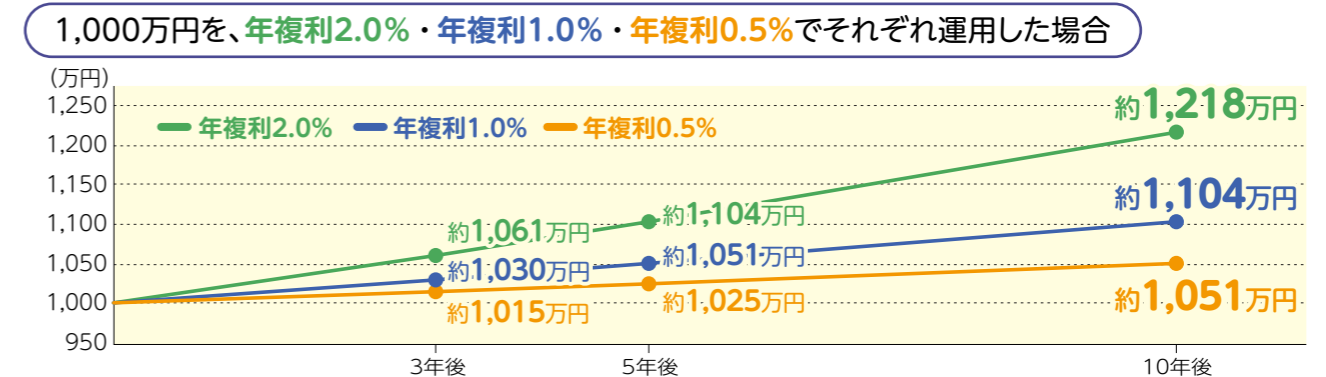
出典:厚生労働省「令和6年簡易生命表の概況」に  
基づき明治安田作成

趣味やレジャーを楽しむ  
ゆとりある老後のためには  
資産形成が大切です

\*2 平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)40  
万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金  
(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給  
付水準です。  
出典:(公財)生命保険文化センター「令和4年度 生活保  
障に関する調査」に基づき明治安田作成



資産形成は金利や運用期間の違いによって  
増え方に差が出てきます



\*万円未満を切捨てにより表示しています。  
\*取引にかかる費用および税金は考慮していません。記載している利率、金額などは仮定の数値です。

**特徴 1** **無告知**で  
ご加入いただけます

- 健康告知や職業告知は不要でご加入いただけます。

**特徴 2** 契約日から  
**2年後に死亡保障が  
増加**します

- 第1 保険期間(契約日から 2年)の死亡保険金を抑えることで、第2 保険期間の死亡保険金を増やします。

**特徴 3** さらに  
**保障の増加が期待  
できます**

- 予定利率計算基準日の予定利率が最低保証予定利率(0.25%)を上回る場合は、さらに死亡保険金が増加します。
- 一度増加した死亡保険金は、その後減ることはありません。

## そなえるタイプ [イメージ図]

契約年齢範囲(契約日における満年齢)

第1 保険期間	被保険者・ご契約者
2年	被保険者:60歳~90歳 ご契約者:18歳~90歳

入金・運用通貨



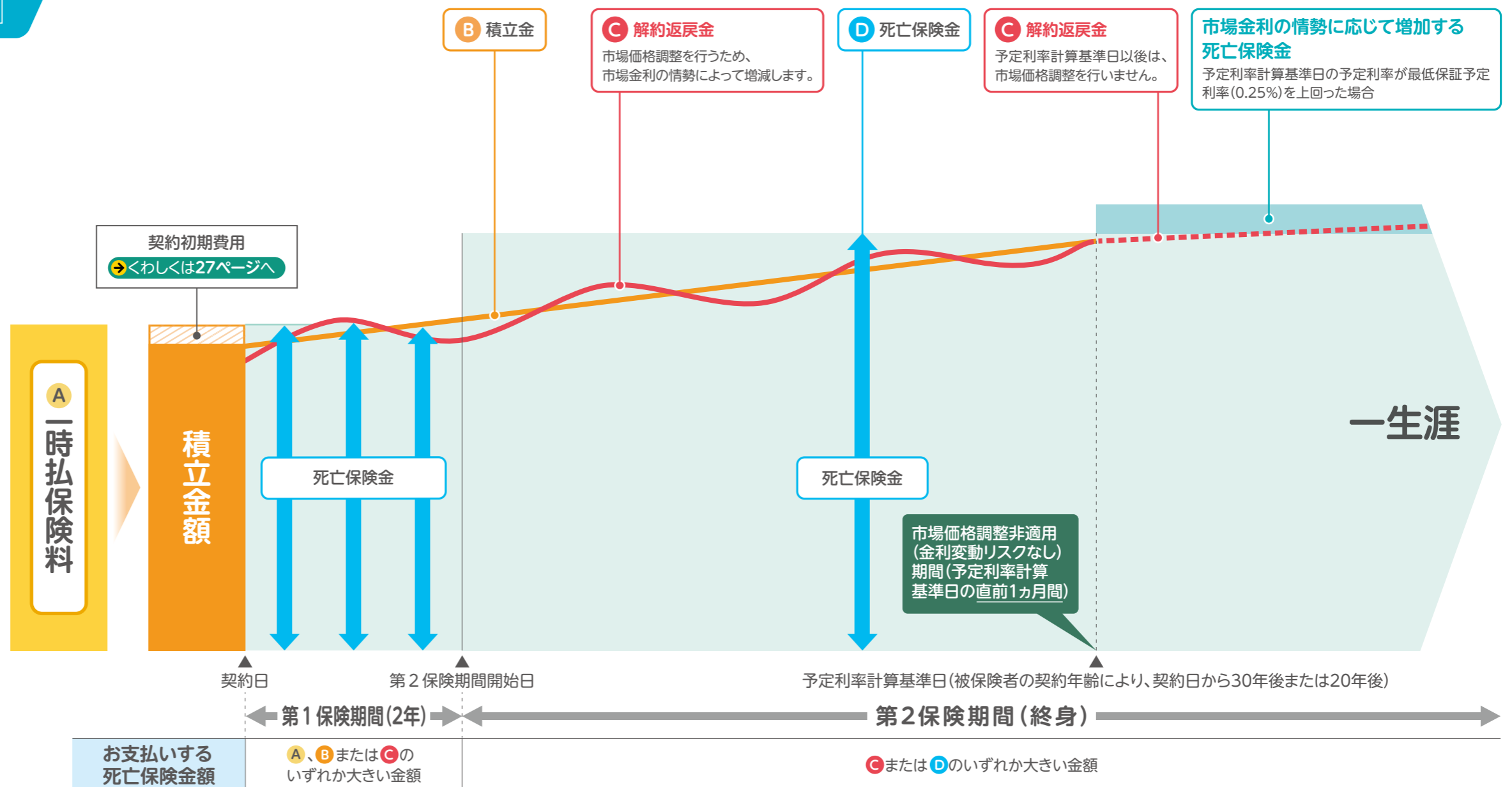
健康告知

なし

予定利率計算基準日

被保険者の契約年齢	予定利率計算基準日
60歳~80歳	契約日から30年後の年単位の契約応当日
81歳~90歳	契約日から20年後の年単位の契約応当日

予定利率計算基準日は1回のみです。また、被保険者の契約年齢によって異なります。



お支払いする  
死亡保険金額

A、B または C の  
いずれか大きい金額

C または D のいずれか大きい金額

一生涯



この商品はお客さまにご負担いただく諸費用があります。さらに、解約・減額時の市場金利の情勢によっては、損失が生じるおそれがあります。  
[くわしくは27・28ページへ](#)

特徴

## 1 積立金は着実に増加します

- 積立金は期間の経過とともに増加します。
- 健康告知や職業告知は不要でご加入いただけます。



● ご契約時にご契約の締結に必要な費用が差し引かれますので、ご契約後一定期間内は積立金が一時払保険料(基本保険金額)を下回ります。  
 ● 一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。

特徴

## 2 10年ごとの解約返戻金は積立金と同額となります

- 解約返戻金は積立金を基準に市場価格調整を適用して算出されます。
- 予定利率計算基準日の直前1ヵ月間は市場価格調整率がゼロとなるため、解約返戻金は積立金と同額となります。



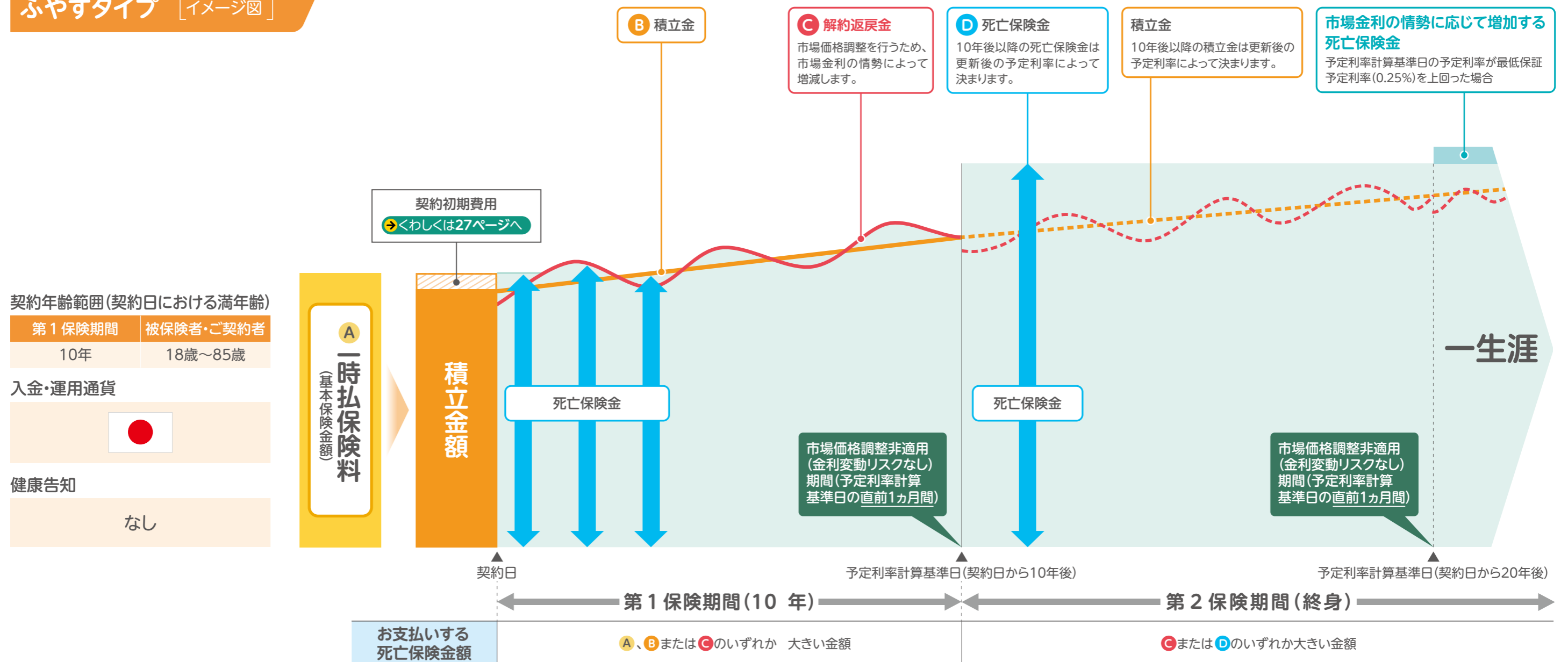
市場価格調整により算出された解約返戻金が、一時払保険料(基本保険金額)を下回ることがあります。

特徴

## 3 10年ごとの予定利率更新により解約返戻金の増加が期待できます

- 積立金算出の基準となる予定利率は、10年ごとの予定利率計算基準日に更新され、その予定利率に応じて積立金は着実に増加します。

### ふやすタイプ [イメージ図]



# この商品にかかるリスクについて

この商品の解約時には金利変動リスク(市場価格調整)があります。

この商品は、積立金を固定金利の債券等で運用していますが、市場金利の情勢に応じて債券の売却価格は変動します。この債券の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を、この保険では適用します。具体的には、解約の際の市場金利がご契約時と比較して低下した場合には、解約返戻金額は増加することがあります。

一方、市場金利が上昇した場合には解約返戻金額が減少することがあります。そのため、解約返戻金額が一時払保険料を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**

動画でチェック!



金利変動リスクについてご確認ください

## 市場金利の変動が債券価格に影響を与えるイメージ

### 金利低下局面

市場金利が**低下**すると保有している債券の魅力が上がり債券価格が**上昇**します。



「解約時の市場金利」<「契約時の市場金利」の場合  
通常、解約返戻金が**増加**します

### 金利上昇局面

市場金利が**上昇**すると保有している債券の魅力が下がり債券価格が**下落**します。



「解約時の市場金利」>「契約時の市場金利」の場合  
通常、解約返戻金が**減少**します  
(損失が生じるおそれがあります)

**!** この保険における「金利変動リスク」は、ご契約者が負います。

くわしくは28ページへ

# この商品にかかる費用について

この商品には、ご契約者にご負担いただく費用があります。くわしくは27・28ページへ

## 契約時および保険期間中

### 契約初期費用

ご契約の締結にかかる費用	一時払保険料(基本保険金額)に対して契約初期費用率を乗じた金額を契約時に控除します。 [契約初期費用]については27ページへ
--------------	---

### 保険契約関係費用

以下の費用を積立金から毎年控除します。

ご契約の維持・管理にかかる費用	被保険者の契約年齢、性別およびご契約後の経過期間等により異なるため、表示していません。
死亡保険金にかかる費用	

「契約初期費用」「保険契約関係費用」は一時払保険料以外に別途お払い込みいただくものではありません。死亡保険金額や解約返戻金額等は、すでにこの費用が差し引かれた後の金額となります。

解約時に控除される費用はありません。

## 市場価格調整とは?

くわしくは24ページへ

市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる手法をいいます。そのため、解約する際の市場金利に応じて、解約返戻金が増減します。

### 市場価格調整のポイント

- 「解約時の市場金利」>「契約時の市場金利」となる場合、通常、解約返戻金は**減少**します。
- 「解約時の市場金利」<「契約時の市場金利」となる場合、通常、解約返戻金は**増加**します。

※上記の内容は変動のイメージを示したものです。具体的な解約返戻金の計算方法については25・26ページをご覧ください。

### 市場価格調整のイメージ



### 市場価格調整の非適用期間

以下の **A** および **B** の期間の解約返戻金は、市場価格調整が適用されないため、積立金と同額となります。よって、市場価格調整による解約返戻金の増減はありません。

### そなえるタイプ

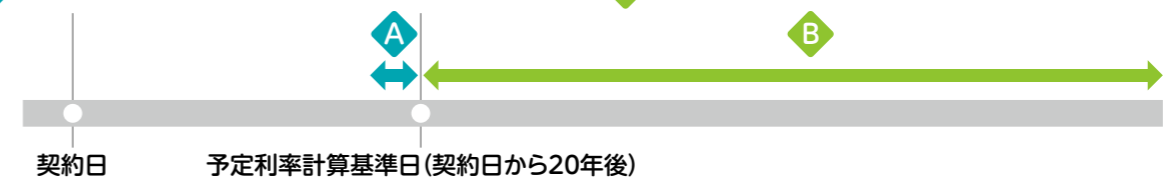
<被保険者の契約年齢が60歳~80歳の場合>

- A** 予定利率計算基準日の直前の1ヵ月間
- B** 予定利率計算基準日以後



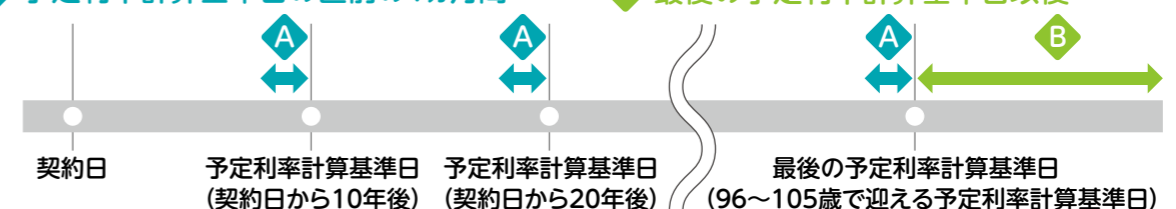
<被保険者の契約年齢が81歳~90歳の場合>

- A** 予定利率計算基準日の直前の1ヵ月間
- B** 予定利率計算基準日以後



### ふやすタイプ

- A** 予定利率計算基準日の直前の1ヵ月間
- B** 最後の予定利率計算基準日以後



# アフターフォローについて



お客さま専用サイト

ご契約後のお手続きは、原則MYほけんページからのWEB手続きとなります。ご契約後は必ずMYほけんページを登録ください。

MYほけんページの登録方法については37・38ページをご覧ください。

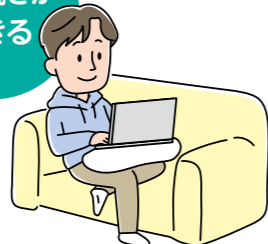
「MYほけんページ」では、ご契約内容の確認やお手続き等ができます

ご契約内容がわかる



家からでも外出先からでもご契約内容を確認できます

お手続きができる



ご契約者住所等の変更や解約手続きができます\*1

メールでご案内が届く



各種サービスのご案内等をメールでお知らせします\*2

【WEB解約の受付時間は次のとおりです】

WEB解約



月曜～日曜 8:00～23:00

\*1 WEBでの解約手続きには、受取口座とワンタイムパスワードを受信するための携帯電話番号の事前登録が必要です。また、受取口座への着金には、お手続きから3営業日程度かかります。  
\*2 MYほけんページへのメールアドレスの事前登録が必要です。

## 電話サービス

解約手続きができる



明治安田コミュニケーションセンター

0120-510-155

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00  
(いずれも祝日・年末年始を除く)

⚠️ 電話解約のお手続きには、**受取口座・携帯電話番号の事前登録が必要です。**

【電話解約の受付時間は次のとおりです】

電話解約



月曜～金曜 9:00～18:00

## ホームページ(チャットサービス等)

手続き方法の確認などのご質問については、ホームページ上の「チャットボット」を24時間365日ご利用いただけます。ホームページの「よくあるご質問」もご活用ください。

チャットボットのご利用はこちら



よくあるご質問のご利用はこちら



※これらのサービス・取扱条件は、2026年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

# ご契約後の明治安田からのご案内

ご契約後	<p>①ご契約成立のお知らせ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご契約成立時、ご登録いただいた携帯電話番号にショートメッセージにて、ご契約が成立した旨、お知らせいたします。</li> </ul>
	<p>②ご契約締結内容通知書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●MYほけんページからご確認ください。</li> <li>※なお、お申込手続きの際に、「ご契約締結内容通知書」の郵送のご希望を確認しております。ご希望いただきましたご契約者には、後日発送いたします。</li> </ul>
	<p>③【MYほけんページIDのお知らせ】または【MYほけんページIDのご案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>発送時期</b>：通常、契約成立後2週間程度で発送</li> <li>※ただし、お申込内容により、さらに日数を要する場合があります。</li> <li>※受取口座の登録状況等により通知名称は異なります。</li> </ul> <p>通知に記載のIDでMYほけんページをご利用ください。</p>
保険期間中	<p>④生命保険料控除証明書 (控除証明書はご契約年ごとのみの発送)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●1月1日から9月30日までのご契約 → 9月下旬～10月下旬頃に発送</li> <li>●10月1日から12月31日までのご契約 → ご契約成立後に随時発送</li> </ul>
	<p>⑤明治安田からのお知らせ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●原則、年1回発送いたします(契約応当月の3ヵ月前)</li> <li>※複数の契約にご加入いただいている際は、明治安田が代表契約を選定します。</li> </ul>

※上記以外にもご案内することがあります。  
※これらのサービス・取扱条件は、2026年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

商品パンフレット

契約締結前交付書面

契約概要

注意喚起情報

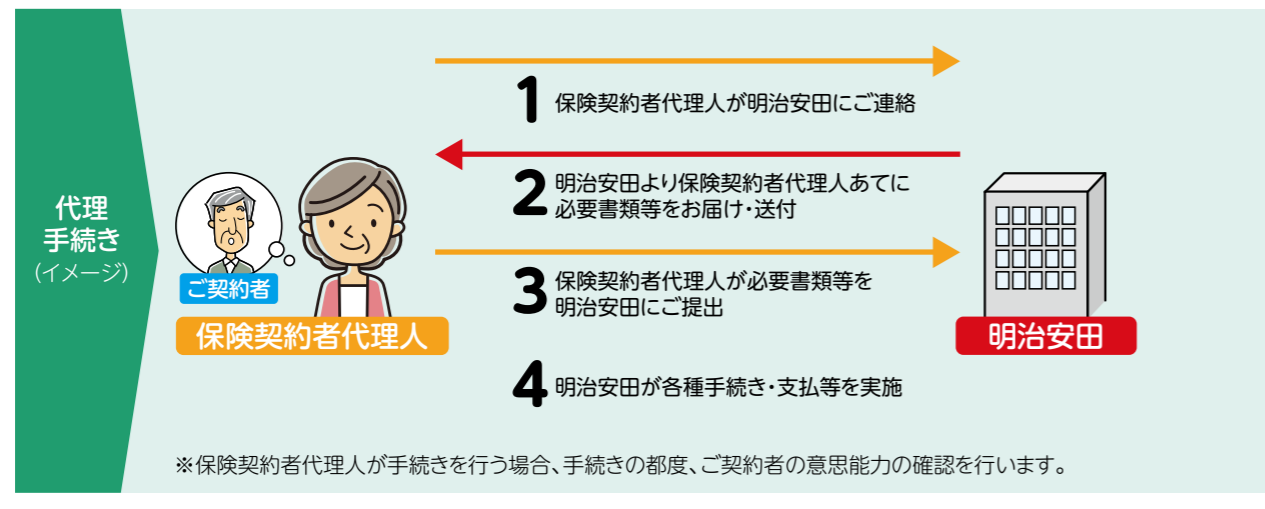
## ～確実なお支払いのための取り組み～

お客さまに確かな安心をお届けするためにご高齢者にも優しい制度をご用意しています。

### 契約者手続サポート制度(保険契約者代理特約)

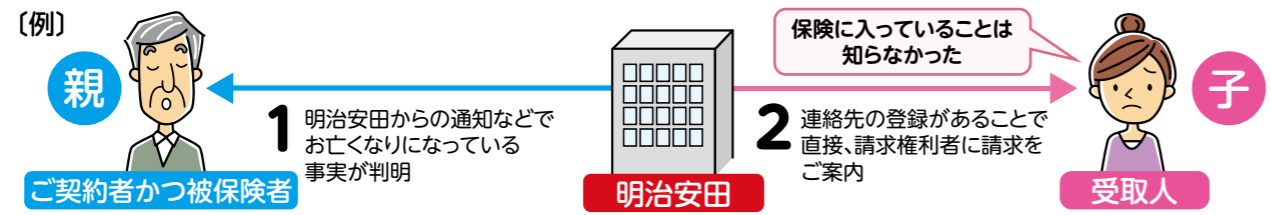
例えば、ご契約者が認知症などで意思表示が難しくなった場合…

ご契約者が、ご契約に関するお手続きをする意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された保険契約者代理人が、ご契約者に代わって所定のお手続きを行うことができます。  
ご契約後、MYほけんページでのみ保険契約者代理特約を付加することができ、本制度をご利用できます(お申込手続き時には、付加することができません)。



### ご契約関係者の連絡先登録

ご契約関係者(被保険者・受取人)のご連絡先を新たに登録いただくことで請求権利者と直接連絡をとることが可能となり、より確実・迅速なお支払いを実現いたします。



※記載の内容は、2026年4月現在のものであり、サービスの内容は予告なく中止、変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

## みんなの健活サービス

明治安田は、「健康に向けた前向きな活動=健活」と一緒に取り組む「みんなの健活プロジェクト」の一環として、病気の予防・早期発見や重症化予防等に役立つさまざまなサービスをご用意しています。

明治安田のサービスはWEB(MYほけんページ)および電話でご利用いただけます。



MYほけんページにてご利用いただけるサービスです。

明治安田ホームページからアクセスしてください。



電話でご利用いただけるサービスです。

お手元にMYほけんページIDもしくは生命保険証券番号のいずれかをご用意ください。

### 早期発見・受診・治療



検診予約サービス

“けんしん”(健康診断・がん検診)を全国の医療機関から比較検討することができます。価格、検査コース等の条件を設定し、WEBからかんたんに検索・予約できます。

提供:マーン(株)



オンライン診療サービス

ご自宅等にいながら、インターネットを通じて病院やクリニックの診療を受けていただくことができます。

提供:(株)MICIN

### 専門家による電話相談



24時間健康相談サービス

保健師・看護師等が、ご自身やご家族の健康・妊娠・育児に関する電話相談を24時間無料でお受けいたします。

提供:ティーベック(株)



介護・障がい相談サービス

ケアマネジャーや社会福祉士等が、介護・障がいに関する電話相談を24時間無料でお受けいたします。

提供:明治安田システム・テクノロジー(株) 介護の広場本部/ティーベック(株)

※上記のサービスの他にも、お客さまの健康状態に応じた幅広いラインアップをご用意しています。

サービスのご利用については、MYほけんページでご確認いただくか明治安田コミュニケーションセンターにお問い合わせください。

※「みんなの健活サービス」は、各業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については明治安田生命保険相互会社が保証するものではありません。サービスのご利用は、お客さまの判断のもと行ってください。万一、サービス提供を受けた結果、損害・紛争が発生しても明治安田生命保険相互会社は責任を負いかねます。

※サービスのご利用には所定の条件がございます。ご要望にそえない場合もございますので、ご利用条件の詳細、ご不明な点は各業務委託先へお電話等にてご相談ください。

※サービスのご利用には「健康・医療・介護等に関するサービス取扱規定」が適用されます。

※記載の内容は、2026年4月現在のものであり、サービスの内容は予告なく中止、変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。



# 契約概要

- 「契約概要」には、商品内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載されたお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

## 本書の見方

ご選択いただいたタイプにより、該当する説明箇所をご確認ください。

### そなえるタイプ

タイプ名表示のない共通部分、および **そなえるタイプ** 部分をご確認ください。

### ふやすタイプ

タイプ名表示のない共通部分、および **ふやすタイプ** 部分をご確認ください。

## 1 引受保険会社の名称と住所等について

- **名称** 明治安田生命保険相互会社
- **住所** 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
- **連絡先** 明治安田コミュニケーションセンター  
☎ 0120-510-155  
ホームページアドレス <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

## 2 商品の特徴について

### ■ 保険商品の名称(正式名称)

**そなえるタイプ** 5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険(2年間死亡保障抑制型)

**ふやすタイプ** 5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険(指定通貨建) [II型]

### ■ 商品の特徴

円貨建・エブリバディプラスは、生涯にわたる死亡保障をご準備いただける円貨建の一時払終身保険です。

さらに、お客さまのニーズにあわせて以下のタイプから選択いただけます。

#### そなえるタイプ

- 健康告知や職業告知は不要でご加入いただけます。
- 第1保険期間(契約日から2年)の死亡保険金を抑えることで、第2保険期間の死亡保険金を増やします。
- 予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率(0.25%)を上回る場合は、さらに死亡保険金が増加します。
- 積立金は、着実に増加します。また、解約返戻金は、積立金を基準として、市場価格調整を適用して算出します。

#### ふやすタイプ

- 健康告知や職業告知は不要でご加入いただけます。
- 最初の予定利率計算基準日における予定利率によって、契約日から10年後以降の死亡保険金が決まります。2回目以降の予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率(0.25%)を上回る場合は、死亡保険金が増加します。
- 積立金は、着実に増加します。また、解約返戻金は、積立金を基準として、市場価格調整を適用して算出します。

**参照** この商品の費用・リスクについては27・28ページをご覧ください。

### 3 保障内容について

#### 死亡保険金のお支払い事由

##### そなえるタイプ

	お支払いする場合	お支払額	受取人
第1保険期間 (契約日から2年間)	被保険者が第1保険期間中に死亡したとき	次のいずれか大きい金額 ・一時払保険料相当額① ・被保険者が死亡した日の積立金相当額 ・被保険者が死亡した日の解約返戻金額	死亡保険金受取人
第2保険期間 (第1保険期間満了日の翌日から終身)	被保険者が第2保険期間中に死亡したとき	次のいずれか大きい金額 ・所定の死亡保険金額②③ ・被保険者が死亡した日の解約返戻金額	

- ① 保険契約の一部解約による減額が行われた場合には、一時払保険料相当額はその割合に応じて減額されます。
- ② 契約日に、一時払保険料を基準として、予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて明治安田が定めます。
- ③ 予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率(0.25%)を上回る場合、「所定の死亡保険金額」を「予定利率計算基準日における予定利率に基づき算出される金額」に増額します。
- ※保険金について、すえ置支払いや年金支払いを選択することはできません。
- ※高度障害保険金はありません。

##### ふやすタイプ

	お支払いする場合	お支払額	受取人
第1保険期間 (契約日から10年間)	被保険者が第1保険期間中に死亡したとき	次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額 ・被保険者が死亡した日の積立金相当額 ・被保険者が死亡した日の解約返戻金額	死亡保険金受取人
第2保険期間 (第1保険期間満了日の翌日から終身)	被保険者が第2保険期間中に死亡したとき	次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額に基づき計算される金額①② ・被保険者が死亡した日の解約返戻金額	

- ① 最初の予定利率計算基準日に、以下に応じて明治安田が定めます。
- 指定通貨(円)
  - 契約日における予定利率、被保険者の年齢、性別
  - 最初の予定利率計算基準日における予定利率
- ② 2回目以降の予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率(0.25%)を上回る場合は、「基本保険金額に基づき計算される金額」を「予定利率計算基準日における予定利率に基づき算出される金額」に増額します。ただし、最後の予定利率計算基準日を過ぎると、予定利率を更新しないため、金額は増加しません。
- ※保険金について、すえ置支払いや年金支払いを選択することはできません。
- ※高度障害保険金はありません。

#### ■ 保険金をお支払いできない場合

📖 参照 保険金をお支払いできない場合については30ページをご覧ください。

#### ■ 特約について

##### 保険契約者代理特約(契約者手続サポート制度)

- ご契約者が、ご契約に関するお手続きをする意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された保険契約者代理人が、ご契約者に代わって所定のお手続きを行うことができます。
- ご契約後、MYほけんページでのみ保険契約者代理特約を付加することができ、本制度をご利用できます(お申込手続き時には、付加することができません)。

所定のお手続き	住所変更、保険金額の減額、解約などの、ご契約者が行うご契約に関するお手続きが対象となります。ただし、次のお手続きは対象外です。 ● ご契約者の変更手続き*1 ● 保険契約者代理人の変更手続き ● 保険金等の受取人の変更手続き ● ご契約者と被保険者が同一人である場合の、被保険者の同意を要する手続き
保険契約者代理人	保険契約者代理人は1名とし、ご契約者に代わって行う手続き時における、次のいずれかの者です。 ① ご契約者の戸籍上の配偶者 ② ご契約者の直系血族(祖父・祖母・父・母・子・孫など) ③ ご契約者の兄弟姉妹 ④ ご契約者の3親等内の親族(配偶者の父母・おじ・おば・おい・めいなど) ⑤ 次のいずれかの者で、ご契約者のために手続きをする適切な関係があると明治安田が認めた者*2 ア. 上記の①から④までの者以外で、ご契約者と同居している者(内縁関係(事実婚)の配偶者、同性パートナー*3など) イ. ご契約者から委任を受ける等により、ご契約者の財産の管理を行っている者*4  (保険契約者代理人の取り扱いが受けられない場合) 保険契約者代理人がお手続き時において、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者代理人としての取り扱いを受けることはできません。 ● 未成年者*5 ● 成年被後見人*5 ● 破産者で復権を得ない者 また、保険契約者代理人が、ご契約者をお手続きを行う意思表示が困難な状態などに故意に該当させた場合も保険契約者代理人としての取り扱いを受けることはできません。

- \*1 被保険者と保険契約者代理人が異なる場合の、被保険者を新たなご契約者とする変更手続きは、代理可能な手続きです。
- \*2 明治安田が定める書類の提出により、ア、イ、いずれかの者に当たること、および、適切な関係があることが確認できる者に限ります。
- \*3 男女の婚姻関係と異なる程度の事実を備える、戸籍上の性別が同一である社会生活関係の相手方をいいます。
- \*4 会社等の団体(団体の代表者を含みます)を除きます。
- \*5 保険契約者代理人としての取り扱いを受けることができない未成年者や成年被後見人の親権者や後見人も、手続きはできません。

## ■ 予定利率について

予定利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険金等を算出する際に基準となる利率であり、積立金に適用されます。</li> <li>● 毎月2回(1日と16日)、明治安田が設定*します。</li> <li>● タイプごとに、契約日または予定利率計算基準日における被保険者の年齢に応じて設定します。</li> <li>● 契約日および予定利率計算基準日に予定利率を定め、その日から直後に到来する予定利率計算基準日の前日まで適用します。直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、最後の予定利率計算基準日における予定利率を、その日以後の期間適用します。</li> <li>● <b>一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。</b> また、実質的な利回りとは異なります。</li> </ul>				
予定利率計算基準日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予定利率を更新する日です。タイプに応じ以下のとおりとなります。</li> </ul> <p><b>そなえるタイプ</b></p> <table border="1"> <tr> <td>被保険者の契約年齢が60歳～80歳</td> <td>契約日から30年後の年単位の契約応当日</td> </tr> <tr> <td>被保険者の契約年齢が81歳～90歳</td> <td>契約日から20年後の年単位の契約応当日</td> </tr> </table> <p><b>ふやすタイプ</b></p> <p>契約日から10年ごとの年単位の契約応当日 ただし、予定利率計算基準日における被保険者の年齢が96歳以上の場合、その日を最後の予定利率計算基準日とし、その後は予定利率を更新しません。</p>	被保険者の契約年齢が60歳～80歳	契約日から30年後の年単位の契約応当日	被保険者の契約年齢が81歳～90歳	契約日から20年後の年単位の契約応当日
被保険者の契約年齢が60歳～80歳	契約日から30年後の年単位の契約応当日				
被保険者の契約年齢が81歳～90歳	契約日から20年後の年単位の契約応当日				
最低保証予定利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予定利率計算基準日に適用される予定利率は、最低保証予定利率を下回ることはありません。この商品の最低保証予定利率は0.25%です。</li> </ul>				

\*日本国債の流通利回りをもとに設定します。

## ■ 実質的な利回りについて

- 実質的な利回りについてはタイプに応じて以下のとおり表示しています。

タイプ	実質的な利回りの定義
<b>そなえるタイプ</b>	<p>【被保険者の契約年齢が60歳～80歳】 「30年経過時点の解約返戻金額」の一時払保険料に対する年換算利回り(複利)</p> <p>【被保険者の契約年齢が81歳～90歳】 「20年経過時点の解約返戻金額」の一時払保険料に対する年換算利回り(複利)</p>
<b>ふやすタイプ</b>	「10年経過時点の解約返戻金額」の一時払保険料(基本保険金額)に対する年換算利回り(複利)

- 保険期間中の解約返戻金がこの利回りで増加するものではありません。
- 実質的な利回りはタイプ、契約年齢、性別および予定利率により異なりますので、「生命保険ご提案書」等にてご確認ください。

## ■ 積立金について

- 将来の保険金等のお支払いのために、明治安田が積み立てる金額のことをいい、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額となります。
- ご契約時にご契約の締結に必要な費用が差し引かれますので、ご契約後一定期間内は積立金が一時払保険料(基本保険金額)を下回ります。

## 4 お申し込みの際して

### ■ この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本割れすることがあります。

### ■ お取り扱いの内容

#### そなえるタイプ

保険料の払込方法・保険期間	一時払・終身	
契約年齢範囲	ご契約者:18歳～90歳(満年齢) 被保険者:60歳～90歳(満年齢)	
一時払保険料	取扱単位	10万円
	最低保険料	100万円
	最高保険料 <sup>①</sup>	第2保険期間開始日の死亡保険金5億円に対応する保険料
増額・減額	増額:取り扱いません 減額:取り扱います	
最低保証予定利率	0.25%	
告知	健康告知や職業告知は不要でご加入いただけます	
死亡保険金受取人の範囲	原則、被保険者の配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族	
契約者貸付	取り扱いません	

- ① 同一被保険者がすでに明治安田の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。 ※市場金利の情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。
- ※ご契約の具体的な内容については、ご契約締結内容通知書を必ずご確認ください。

#### ふやすタイプ

保険料の払込方法・保険期間	一時払・終身	
契約年齢範囲	ご契約者:18歳～85歳(満年齢) 被保険者:18歳～85歳(満年齢)	
一時払保険料	取扱単位	10万円
	最低保険料	100万円
	最高保険料 <sup>①</sup>	第2保険期間開始日の死亡保険金5億円 <sup>②</sup> に対応する保険料
基本保険金額の増額・減額	増額:取り扱いません 減額:取り扱います	
最低保証予定利率	0.25%	
告知	健康告知や職業告知は不要でご加入いただけます	
死亡保険金受取人の範囲	原則、被保険者の配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族	
契約者貸付	取り扱いません	

- ① 同一被保険者がすでに明治安田の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。
- ② 契約日から10年後の予定利率計算基準日の予定利率が最低保証予定利率(0.25%)で更新されると仮定して計算した死亡保険金です。
- ※市場金利の情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。
- ※ご契約の具体的な内容については、ご契約締結内容通知書を必ずご確認ください。

## 5 配当金について

### 配当金

- 配当金は、資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日にお支払いします。ただし、**資産の運用実績によっては、配当金をお支払いできないことがあります。**
- 配当金は明治安田所定の利率\*で積み立てておき、ご契約者から請求があったとき、または、死亡保険金や解約返戻金等をお支払いするときにあわせてお支払いします。  
\*この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。

**参考** 適用される利率については明治安田ホームページ(裏表紙参照)をご覧ください。

## 6 解約返戻金と市場価格調整について

- 保険期間中はいつでもご契約を解約・減額して解約返戻金を受け取ることができます。なお、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- **解約返戻金額は積立金額に市場価格調整を適用して計算されます。このため、解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

### 【解約返戻金の例】

契約例	タイプ名称:そなえるタイプ 被保険者の契約年齢:70歳 性別:男性 適用されている予定利率:1.50% 解約計算日に定める利率:下表のとおり 解約計算日に明治安田が定める率:0.05% 予定利率適用期間:30年 一時払保険料:1,000万円
-----	---

経過年数(年)	積立金額(万円)	解約返戻金額(万円)					
		解約計算日に定める利率 2.50%(1.0%上昇)		解約計算日に定める利率 1.50%(±0%)		解約計算日に定める利率 0.50%(1.0%低下)	
		返戻率(%)	返戻率(%)	返戻率(%)	返戻率(%)		
1	981	845	84.5	974	97.4	1,124	112.4
3	1,006	875	87.5	999	99.9	1,142	114.2
5	1,027	903	90.3	1,021	102.1	1,155	115.5
7	1,048	931	93.1	1,042	104.2	1,168	116.8
10	1,077	972	97.2	1,072	107.2	1,183	118.3
15	1,119	1,036	103.6	1,115	111.5	1,201	120.1
20	1,153	1,095	109.5	1,150	115.0	1,208	120.8
25	1,182	1,152	115.2	1,181	118.1	1,210	121.0
30	1,226	1,226	122.6	1,226	122.6	1,226	122.6

※積立金額は、万円未満を切り捨てて表示しています。

※解約返戻金額は、解約計算日に定める利率と、適用されている予定利率との利率の変動幅が+1.0%、±0%、-1.0%の場合において、解約計算日に定める利率に0.05%を加算した市場価格調整を適用して万円未満を切り捨てて表示しています。

※返戻率は、「解約返戻金額÷一時払保険料×100」の値を小数第2位以下を切り捨てて表示しています。

※経過年数は、契約日から各年の契約応当日の前日までの年数を表示しています。

⚠ 上記の数値は計算例です。具体的な数値は「生命保険ご提案書」にてご確認ください。

**参考** 解約返戻金の計算方法についてくわしくは25・26ページをご覧ください。

## 市場価格調整

- 市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる手法をいいます。このため、解約または減額等の際の市場金利に応じて解約返戻金額が増減します。
- 具体的には、**解約の際の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金額は減少することがあり、逆に、低下した場合には解約返戻金額は増加することがあります。**

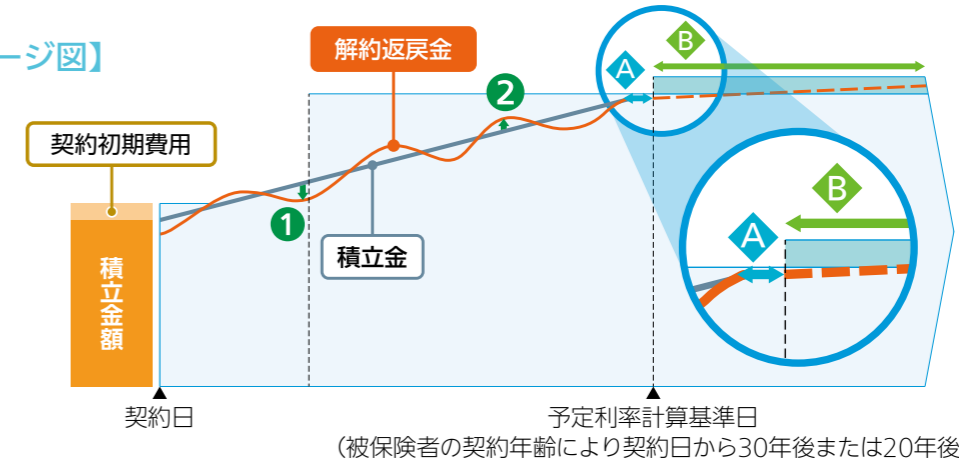
### 市場価格調整のポイント

- ①「解約時の市場金利」>「契約時の市場金利」となる場合、通常、解約返戻金は**減少**します。
- ②「解約時の市場金利」<「契約時の市場金利」となる場合、通常、解約返戻金は**増加**します。

### そなえるタイプ

- 予定利率計算基準日の直前の1ヵ月間は市場価格調整率がゼロとなるため、解約返戻金額は契約時に確定します。予定利率計算基準日以後は市場価格調整を行いません。したがって、解約返戻金額は積立金額と同額となります。

### 【イメージ図】

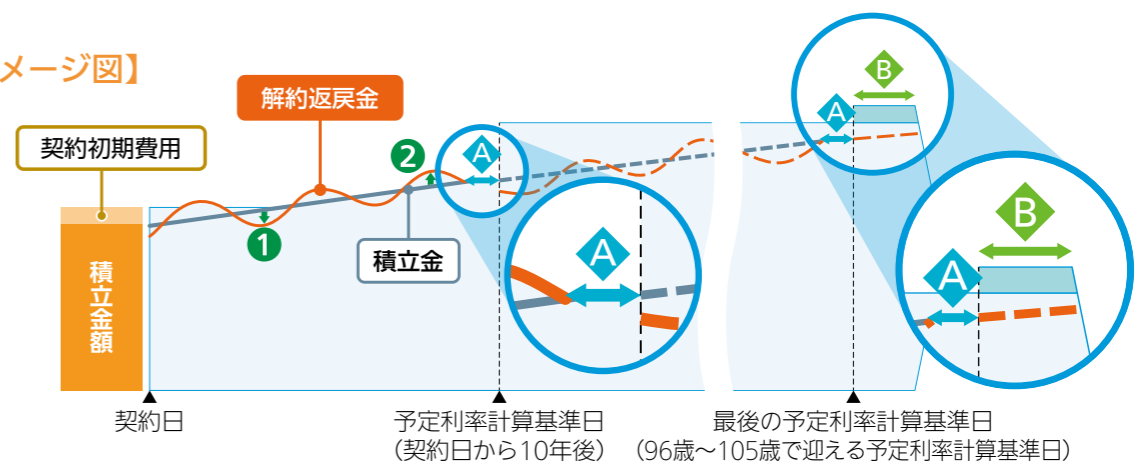


- A 予定利率計算基準日の直前の1ヵ月間** Aの予定利率計算基準日の直前の1ヵ月間は市場価格調整による解約返戻金の増減はありません。
- B 予定利率計算基準日以後** Bの予定利率計算基準日以後は、市場価格調整が適用されないため、市場価格調整による解約返戻金の増減はありません。

### ふやすタイプ

- 予定利率計算基準日の直前の1ヵ月間は市場価格調整率がゼロとなるため、解約返戻金額は積立金額と同額となります。最後の予定利率計算基準日以後は市場価格調整を行いません。したがって、解約返戻金額は積立金額と同額となります。

### 【イメージ図】



- A 予定利率計算基準日の直前の1ヵ月間** Aの予定利率計算基準日の直前の1ヵ月間は市場価格調整による解約返戻金の増減はありません。
- B 最後の予定利率計算基準日以後** Bの最後の予定利率計算基準日以後は、市場価格調整が適用されるため、解約返戻金額が増減します。
- C 最後の予定利率計算基準日以後** Cの最後の予定利率計算基準日以後は、市場価格調整が適用されないため、市場価格調整による解約返戻金の増減はありません。

## ■ 解約返戻金の計算方法

● 解約返戻金額はタイプごとに次のとおりとなります。

タイプ	解約返戻金の計算方法
そなえるタイプ	<p>解約返戻金額＝ 解約計算日*1における積立金の額× (1－市場価格調整率(注))</p> <p>(注)「市場価格調整率」は、以下の算式により計算された率とします。</p> $1 - \left[ \frac{1 + \text{適用されている予定利率}^*2}{1 + \text{解約計算日に定める利率}^*3 + \text{解約計算日に明治安田が定める率}^*4} \right] \times \frac{\text{調整後残存月数}^*5}{12}$
ふやすタイプ	<p>解約返戻金額＝ 解約計算日*1における積立金の額× (1－市場価格調整率(注))</p> <p>(注)「市場価格調整率」は、以下の算式により計算された率とします。</p> $1 - \left[ \frac{1 + \text{適用されている予定利率}^*2}{1 + \text{解約計算日に定める利率}^*6 + \text{解約計算日に明治安田が定める率}^*4} \right] \times \frac{\text{残存月数}^*7}{12}$

\*1 所定の書類が明治安田に到達した日、または、明治安田の定める方法により解約手続きが完了した日をいいます。

\*2 解約計算日にこの保険契約に適用されている予定利率とします。

\*3 契約日における被保険者の年齢に応じて、解約計算日に明治安田が定める利率とします。

\*4 解約返戻金額の計算に用いる利率を設定する時期と解約計算日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約返戻金額を計算する際の市場価格調整において0.1%を上限として明治安田が定めた率(2026年4月時点では0.05%としています。なお、この率は将来変更される場合があります)を設定しています。このため、契約時の市場金利と解約計算日の市場金利が同一であっても、解約計算日の積立金に対して所定の率が控除されます。

解約計算日における積立金額に対して控除される割合(控除率)の例

### そなえるタイプ

【予定利率適用期間:30年 適用されている予定利率:1.50% 解約計算日に定める利率:1.50% 明治安田が定める率:0.05%の場合】

残存年数	30年	29年	28年	27年	26年	25年	24年	23年	22年	21年	
控除率	0.74%	0.72%	0.69%	0.67%	0.64%	0.62%	0.59%	0.57%	0.55%	0.52%	
残存年数	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年	
控除率	0.50%	0.47%	0.45%	0.42%	0.40%	0.37%	0.35%	0.32%	0.30%	0.28%	
残存年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	0年
控除率	0.25%	0.23%	0.20%	0.18%	0.15%	0.13%	0.10%	0.08%	0.05%	0.03%	0.00%

【予定利率適用期間:20年 適用されている予定利率:1.50% 解約計算日に定める利率:1.50% 明治安田が定める率:0.05%の場合】

残存年数	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年	
控除率	0.45%	0.43%	0.40%	0.38%	0.36%	0.34%	0.31%	0.29%	0.27%	0.25%	
残存年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	0年
控除率	0.23%	0.20%	0.18%	0.16%	0.14%	0.12%	0.09%	0.07%	0.05%	0.03%	0.00%

### ふやすタイプ

【予定利率適用期間:10年 適用されている予定利率:1.50% 解約計算日に定める利率:1.50% 明治安田が定める率:0.05%の場合】

残存年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	0年
控除率	0.50%	0.45%	0.40%	0.35%	0.30%	0.25%	0.20%	0.15%	0.10%	0.05%	0.00%

※残存年数は予定利率計算基準日までの年数を表示しています。

※控除率は残存月数を残存年数×12ヵ月として算定し、それぞれ%表示上の小数第3位以下を切り上げて表示しています。


\*5 契約日における被保険者の年齢に応じて、明治安田が定めた月数をいいます。なお「残存月数」は、解約計算日から起算した予定利率計算基準日の前日までの月数をいい、1ヵ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

\*6 指定通貨(円)および適用されている予定利率の設定日における被保険者の年齢に応じて、解約計算日に明治安田が定める利率とします。

\*7 解約計算日から起算して、直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの月数をいい、1ヵ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。


## 7 「金利変動リスク」について

この商品は、「金利変動リスク」により損失が生じるおそれがあります。

 **参照** 「金利変動リスク」についてくわしくは、28ページをご覧ください。

## 8 お客さまにご負担いただく諸費用について

この商品にかかる費用は「契約初期費用」「保険契約関係費用」の合計額となります。

 **参照** 諸費用についてくわしくは、27・28ページをご覧ください。

# 注意喚起情報

- 「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。



## お客さまにご負担いただく諸費用について

この商品ではお客さまには以下の「■ 契約初期費用」「■ 保険契約関係費用」の合計額を負担していただきます。

### ■ 契約初期費用

- ご契約の締結にかかる費用として、一時払保険料(基本保険金額)に対して予定利率、被保険者の契約年齢に応じた以下の契約初期費用率を乗じた額を上限として契約時に控除します。
- ※契約初期費用率は、予定利率、被保険者の契約年齢によって異なるため、すべてを表示してはおりません。

#### そなえるタイプ

被保険者の契約年齢	60歳～80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳
契約初期費用率	3.247% (上限)	3.046% (上限)	2.846% (上限)	2.645% (上限)	2.445% (上限)	2.244% (上限)
被保険者の契約年齢	86歳	87歳	88歳	89歳	90歳	
契約初期費用率	2.057% (上限)	1.871% (上限)	1.684% (上限)	1.498% (上限)	1.311% (上限)	

#### ふやすタイプ

被保険者の契約年齢	18歳～80歳	81歳～85歳
契約初期費用率	1.0564%(上限)	0.9224%(上限)

→ 次ページへ

### ■ 保険契約関係費用

- ご契約後、以下の費用を積立金から毎年控除します。

ご契約の維持・管理にかかる費用	被保険者の契約年齢、性別およびご契約後の経過期間等により異なるため、表示していません。
死亡保険金にかかる費用	

「契約初期費用」「保険契約関係費用」は一時払保険料以外に別途お払い込みいただくものではありません。死亡保険金額や解約返戻金額等は、すでにこの費用が差し引かれた後の金額となります。



## この商品にかかるリスク(損失が生じるおそれ)について

この商品は「金利変動リスク」があります。  
このリスクはご契約者が負います。

### ■ 金利変動リスク(市場価格調整)

- 解約・減額する場合の解約返戻金額の算出にあたり、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を適用します。そのため、解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

## 1 8日以内であれば、お申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)

- ご契約の申込日または本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます)であれば、**書面または電磁的記録\***により**お申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」)**をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。

\*電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、明治安田ホームページ(裏表紙参照)の専用申出フォーム(以下「専用申出フォーム」)からお申し出いただく方法を設定しております。

- お申し込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)または専用申出フォームによるお申し出時に効力を生じます。書面によるお申し込みの撤回等の場合は、郵便により次の①~③の内容を記載した書面を明治安田あて上記期限内に発信してください。

①ご契約者の氏名(自署)・フリガナ・住所・電話番号 【お申し込みの撤回等の書面記入例】

②保険契約申込日・商品名・一時払保険料・契約者  
ご本人名義の返金先口座(金融機関・支店名、  
預金種目、口座番号、口座名義人氏名[カナ・  
漢字])

③お申し込みの撤回等をする旨の文言

【書面の送付先】

〒135-0016 東京都江東区東陽2-2-11  
明治安田生命保険相互会社  
金融代理店サービスオフィス

※書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申し出をおすすめします。

明治安田生命保険相互会社 行  
私は20〇〇年〇月〇日に〇〇銀行〇〇支店にて申し込んだ下記契約の申し込みを撤回します。

申込者(ご契約者) <sup>フリガナ</sup> 〇〇〇〇〇〇  
商品名 〇〇〇〇〇〇  
一時払保険料 〇〇〇,〇〇〇円  
返金先口座 〇〇銀行 〇〇支店  
(契約者 <sup>フリガナ</sup> 普通 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
ご本人口座に <sup>フリガナ</sup> 〇〇〇〇〇〇  
限ります) 口座名義人 〇〇〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
(日中連絡先を記載ください)  
氏名 〇〇〇〇〇〇  
(ご契約者が自署してください)

- 📖 **参照** クーリング・オフ制度について詳しくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。

## 2 告知について

- ご契約者や被保険者の告知は不要です。

## 3 一時払保険料相当額のお払い込みが完了したときから、明治安田はご契約上の責任を開始します(保障の開始)

- お申し込みいただいたご契約を明治安田が承諾した場合には、一時払保険料相当額のお払い込みが完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田が承諾したときに有効に成立します。

## 4 次のような場合には、死亡保険金をお支払いできないことがあります

- 免責事由に該当する場合(例:責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、ご契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者死亡等)。
- 死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)や、ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合。
- 保険契約について、詐欺の行為がありご契約が取消しとなった場合や、死亡保険金の不法取得目的の行為がありご契約が無効となった場合。

## 5 解約・一部解約による減額と返戻金について

- 保険期間中はいつでもご契約を解約・一部解約して解約返戻金を受け取ることができます。なお、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。この保険には**お客さまにご負担いただく諸費用や市場価格調整があるため、解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

📖 **参照** お客さまにご負担いただく諸費用については、27・28ページをご覧ください。

📖 **参照** 解約返戻金額の計算方法については、25・26ページをご覧ください。

### そなえるタイプ

- 死亡保険金の一部解約による減額は、以下の範囲で取り扱います。この場合、一時払保険料相当額および第2保険期間における所定の死亡保険金額は、一部解約の割合と同じ割合で減額されます。
  - 一部解約による減額後の第2保険期間開始日の所定の死亡保険金額が100万円以上、かつ、10万円単位となること。

### ふやすタイプ

- 基本保険金額の減額は、以下の範囲で取り扱います。この場合、ご契約は減額分だけ解約されたものとします。
  - 減額後の基本保険金額が100万円以上、かつ、10万円単位となること。

## 6 保険金額等が削減される場合について

■ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

■ 明治安田は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

詳細に関するお問い合わせ先:

生命保険契約者保護機構 TEL 03 - 3286 - 2820

〔月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時〕

ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

## 7 現在ご契約の保険契約を解約・一部解約による減額をすることを前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討されている方へ

■ 現在ご契約の保険契約を解約・一部解約による減額をするときは、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 新たなご契約は、現在のご契約と予定利率等が異なる場合があります。予定利率等が異なった場合、新たなご契約の保険金・給付金等は現在のご契約の金額を下回る場合があります。
- 現在のご契約と新たなご契約とで支払事由が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されない場合があります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

## 8 相互会社の社員の権利義務について

■ 明治安田は相互会社の形態をとっており、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。相互会社では、ご契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります。社員の権利には、保険金等の支払請求権、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利等があり、主な義務としては保険料の払込義務があります。

## 9 生命保険の税金について

### ■ 生命保険料控除について

お払い込みいただいた一時払保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります。その年にお払い込みいただいた他の生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

※一時払のため、当該年のみの適用となります。ご契約2年目以降は適用の対象となりません。

※個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象とはなりません。

### ■ 解約返戻金受取時にかかる税金について

以下の課税対象額が、所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税の対象となります。

$$\text{課税対象額} = \left[ \text{解約返戻金} - \begin{array}{l} \text{必要経費} \\ \text{(既払込保険料)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{特別控除} \\ \text{(50万円限度)} \end{array} \right] \times \frac{1}{2}$$

※他の一時所得と合算します。

※「必要経費」とは既払込保険料です。ただし減額された際の必要経費は、返戻金が既払込保険料以下の場合、返戻金と同額となり課税所得は発生しません(最終的に解約返戻金受取時に清算されます)。

### ■ 死亡保険金受取時にかかる税金について

ご契約者(保険料負担者)・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって、相続税、所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税、または贈与税の対象となります。

※ご契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合、500万円×法定相続人の数(相続を放棄した人を含む)が非課税扱いとなります。

〔ご契約例〕

	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	税の種類
①	本人	本人	配偶者(子)	相続税
②	本人	配偶者(子)	本人	所得税(一時所得)・ 復興特別所得税・住民税
③	本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

📖 参照 税務の取り扱いについてくわしくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

※本書面に記載されている税務の取り扱い等については、2026年3月現在の税制に基づくものです。今後、税制の変更にともない、保険料のお払い込み、保全お手続き、保険金等のお受け取り、相続等に関する税務の取り扱いが変わる場合があります。なお、個別の取り扱いについては、所轄の税務署や税理士等専門家に必ずご相談・ご確認ください。

## 10 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談について

- ご契約に関する苦情・ご相談、ご契約内容の照会、各種お手続きについては、「明治安田コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

### 明治安田コミュニケーションセンター

月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00  
(いずれも祝日・年末年始を除く)



0120-510-155

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)  
なお、「生命保険相談所」が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 11 保険金・返戻金等のご請求について

- この商品は書類の削減やアフターフォローのWEB化等によるコスト削減効果を商品性(保険金や返戻金の向上)に還元する商品となっており、ご契約後のお手続きは原則MYほけんページ(お客さま専用サイト)からのWEB手続きとなります。
- 電話での解約手続きには、受取口座・携帯電話番号の事前登録が必要です。また、WEBでの解約手続きには、受取口座とワンタイムパスワード受信のための携帯電話番号の事前登録が必要です。
- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとされる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに「明治安田コミュニケーションセンター」にご連絡ください。
- 明治安田からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者が住所等を変更された場合には、必ず明治安田にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり 定款・約款」・ホームページ(裏表紙参照)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

## 12 その他ご留意事項

- ご契約の具体的な内容については、ご契約締結内容通知書を必ずご確認ください。また、保険金等をもれなくご請求いただくために、お受取人等にあらかじめご契約の存在や保障内容をお伝えください。
- ご契約締結内容通知書はMYほけんページから閲覧いただくことができます。MYほけんページからご契約締結内容通知書を閲覧するためには、MYほけんページの登録が必要です。「MYほけんページIDのお知らせ」または「MYほけんページIDのご案内」が郵送されましたら、必ずMYほけんページを登録ください。

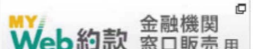
## ご契約のしおり 定款・約款(MY Web約款)のご案内

「ご契約のしおり 定款・約款」は以下の2種類の方法でご確認いただけます。

### 1 二次元コード(下記コード)



### 2 明治安田ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)からもご確認いただけます。

明治安田トップページの「コンテンツ」から  を選択ください。

※これらのサービス・取扱条件は、2026年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。



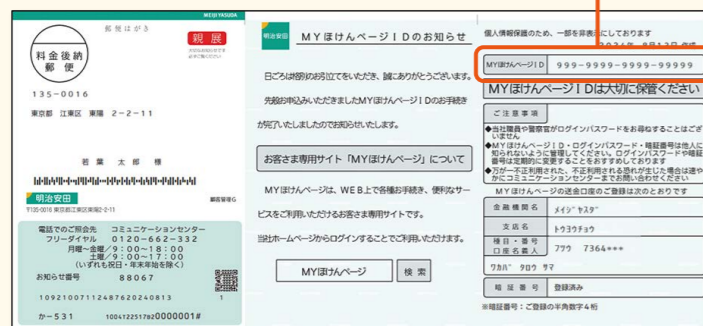
# MYほけんページの初期登録の方法

## STEP 1 「MYほけんページ」紹介ページへアクセス

1 お手元に「MYほけんページIDのお知らせ」をご準備ください。

▼MYほけんページIDのお知らせ

MYほけんページID 999-9999-9999-99999



★契約成立後、2週間程度で発送しますので、到着後は大切に保管ください。  
★封書で通知される場合があります。

2 スマートフォン等で二次元コードを読み取り、明治安田公式ホームページ内の「MYほけんページ」紹介ページへアクセスしてください。

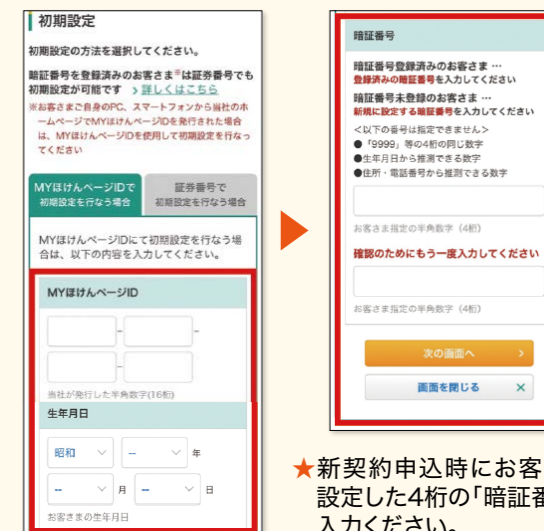


## STEP 2 初期設定

3 「新規登録」を押下後、「②ログインパスワード登録」まで画面をスクロールしてください。登録済みの暗証番号(4桁)を「覚えている」、ログインパスワードについて「初めての登録」を押下ください。



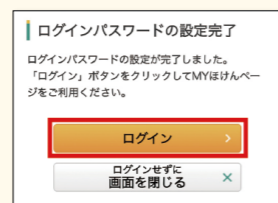
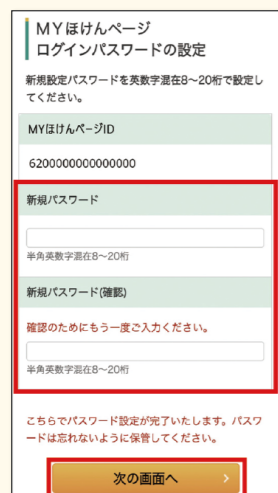
4 「MYほけんページID」、「生年月日」、「登録済みの暗証番号(4桁)★」を入力し、「次の画面へ」を押下ください。



★新契約申込時にお客さまが設定した4桁の「暗証番号」を入力ください。

## STEP 3 ログインパスワードの設定

5 「ログインパスワード」を設定してください。英数字混在8~20桁で入力後、「次の画面へ」を押下ください。



「ログインパスワード」の設定が完了したら、「ログイン」を押下ください。「ログインパスワード」は忘れないようにメモをとるなど、お客さまご自身で管理ください。

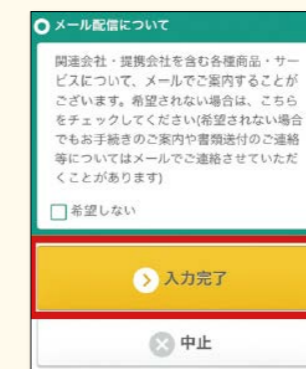
6 4で入力した「登録済みの暗証番号(4桁)★」を再入力し、「送信」を押下ください。



★新契約申込時にお客さまが設定した4桁の「暗証番号」を入力ください。

## STEP 4 メールアドレスの登録

7 メールアドレスの登録をしてください。「登録・変更」にチェックを入れ、メールアドレスを入力してください。



「入力完了」を押下すると「MYほけんページ」のご利用が可能になります。

ご契約の際には、「ご契約のしおり 定款・約款」および本書面をご確認ください。

「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。

〔「ご契約のしおり 定款・約款」記載事項の例〕

- お申し込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）について
- 告知について
- 保険金をお支払いできない場合について
- 配当金について
- 解約と返戻金について
- 生命保険契約者保護機構について

「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」はお申し込みいただくご契約の内容や、ご契約にともなう重要なことからのうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載しています。

## 生命保険募集人について

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと明治安田の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田が承諾したときに有効に成立します。

## 募集代理店からのお知らせ

- この商品にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店の苦情・ご相談の受付先については募集代理店にご確認ください。
- この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする**生命保険**です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本割れすることがあります。

## 明治安田コミュニケーションセンター

月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00

（いずれも祝日・年末年始を除く）



0120-510-155

募集代理店

引受保険会社

## 明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

電話 03-3283-8111(代表)

ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>